



聖籠町 移住支援金 補助制度

東京圏から移住した世帯に移住支援金を交付します

(千葉、埼玉、神奈川、東京)

補助金額

移住支援金

単身で移住した世帯 ≫ 60万円

2人以上で移住した世帯 ≫ 100万円+子育て加算

※18歳未満の者1人につき100万円を加算

子育て移住支援金

子育て世帯で移住した世帯 ≫ 50万円

※子育て移住支援金については加算なしの定額交付

下記に当てはまる方はご相談ください！

転入直前の10年間のうち
5年以上かつ連続1年以上、
東京23区内に在住していた

移住支援金の対象となる可能性あり

転入直前の10年間のうち
5年以上かつ連続1年以上、
東京圏に在住し、23区内
に通勤していた

子育て世帯移住支援金の対象となる可能性あり

転入直前の10年間のうち
5年以上かつ連続1年以上、
東京圏(23区内を除く)に
在住し、18歳未満の者がいる

【お問合せ先】 聖籠町役場 総合政策課政策係 ☎0254-27-2111

メールアドレス: sousei@town.seiro.niigata.jp

詳しくは裏面を
ご覧ください

移住支援金

世帯

100万円の交付

1. 対象者

- ・町に転入直前の10年間のうち通算5年以上かつ連続1年以上、どちらかの条件を満たすこと。
- ①東京23区内に在住していること。
- ②東京圏（千葉、埼玉、神奈川、東京をいう。以下同じ。）に在住し、東京23区内へ通勤していること。（条件不利地域に在住している期間は含めない。）

2. 就業等の要件

- ・①就業 ②専門人材 ③起業 ④テレワーク ⑤関係人口のいずれかに該当すること。
- ①「新潟企業情報ナビ」に掲載の求人に応募し、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて新規に就業
- ②プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用し、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて新規に就業
- ③新潟県による起業支援金の交付決定を受けてから1年以内
- ④所属先企業等から資金提供を受けずに自己の意思で移住し、移住元での業務に引き続き従事
- ⑤移住前に聖籠町に対し、移住・定住の取組を含む政策全般に係る意見を書面で提出していること

3. 補助金額

単身世帯60万円 世帯100万円+子育て加算
※18歳未満の者1人につき100万円



子育て世帯移住支援金

定額

50万円の交付

1. 対象者

- ・町に転入直前の10年間のうち通算5年以上かつ連続1年以上、以下の条件を満たすこと。
- ①東京圏（23区を除く）に在住し、18歳未満の者（申請年度の4月1日時点の年齢により判定する）を帯同して移住すること。（条件不利地域に在住している期間は含めない。）

2. 就業等の要件

同上

3. 補助金額

世帯50万円



聖籠町に転入後、1年以内の申請が必要となります！

- ・移住支援金の要件に該当している方は、子育て移住支援金に申請は出来ません。
- ・事由に応じて申請書類が異なります。詳細は下記窓口までお問い合わせください。
- ・予算に限りがありますので、あらかじめご承知おきください。
- ・申請日から1年以内の退職、5年未満の転出等に至った場合には、原則として所定の額を返還いただきます。

※上記以外の要件については、ホームページにてご確認ください。

<https://www.town.seiro.niigata.jp/kurashi/3sukusuku/0600html>

【お問合せ先】 聖籠町役場 総合政策課政策係 ☎0254-27-2111
メールアドレス：sousei@town.seiro.niigata.jp

事業の詳細・申請書のダウンロードはこちらから

